

香芝市告示第95号

令和5年度香芝市固定資産税納税通知書を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び香芝市税条例第18条の規定により次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和5年7月20日

香芝市長 福岡 憲 宏

送達を受けるべき者

【表略】

第1期分納期限	令和5年	8月18日
第2期分納期限	令和5年	8月18日
第3期分納期限	令和5年	12月25日
第4期分納期限	令和6年	2月29日

(注) 地方税法第20条の2の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。